



発表項目 (行事名)	住民監査請求に係る陳述の聴取の実施について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>次の住民監査請求に係る監査を行うにあたり、請求人の陳述の聴取を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 件名 道立学校教員等に対する求償権行使に係る措置請求に関する件</li> <li>2 開催日時 令和3年12月24日(金) 10時00分(1時間程度予定)</li> <li>3 開催場所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館11階 監査委員事務局大会議室</li> <li>4 陳述(予定)者 請求人 榊原 聡子</li> <li>5 出席監査委員 監査委員 佐々木 俊雄 監査委員 稲村 久男 監査委員 深瀬 聡 監査委員 佐藤 敏</li> <li>6 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求人から、請求内容に関する陳述が行われます。</li> <li>・ 陳述の実施については、監査委員事務局のホームページにおいても、お知らせしています。 (<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/a0000/">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/a0000/</a>)</li> </ul> </li> </ol>		
参考	根拠法令：地方自治法第242条第7項及び第8項		
報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ 陳述の聴取は公開で行います。</p> <p>○ 会場内でのカメラ撮影については、「住民監査請求に係る証拠の提出並びに陳述及び傍聴の取扱基準」第10に定める「傍聴席における傍聴人の写真、映画等の撮影及び放送、録音等の制限」から、カメラでの撮影は陳述開始前概ね5分間(9時55分～10時00分)に限らせていただきます。陳述中は、写真、映画等の撮影又は放送、録音等を行うことはできませんので、係員の指示に従って取材していただくよう、ご協力をお願いします。</p> <p>○ 9時45分に開場します。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	監査委員事務局総括監査課(担当者：堀井) TEL ダイヤルイン 011-204-5638 内線 32-365		